

経 済 産 業 省

輸出注意事項 24 第 4 1 号
平成 24・06・27 貿局第 6 号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 24 年 7 月 19 日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 32 号・輸出注意事項 62 第 11 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
(略) (注1) この通達の主な関係法令は、次のとおりである。 (略) <u>(削る)</u> (略) (注2) (略)			(略) (注1) この通達の主な関係法令は、次のとおりである。 (略) <u>輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件（平成12年通商産業省告示第923号。以下「暗号特例告示」という。）</u> (略) (注2) (略)		
0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) (略)			0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
	火薬又は爆薬の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 。 イ～ト (略) チ <u>p</u> -ニトロメチルアニリン		火薬又は爆薬の安定剤	次のいずれかに該当するものを含む。 。 イ～ト (略) チ <u>P</u> -ニトロメチルアニリン

		リ (略) ヌ N-メチル -p-ニトロ アニリン ル〜カ (略)	
	(略)	(略)	
2	(略)	(略)	
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。 イ〜ハ (略) <u>ニ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された保管又は貯蔵の容器</u>	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第1条第十七号中の国際規格で定める測定方法により測定した場合に <u>測定軸のマイクロメートル</u> で表した最大許容長さ測定誤差	(略)	

		リ (略) ヌ N-メチル -P-ニトロ アニリン ル〜カ (略)	
	(略)	(略)	
2	(略)	(略)	
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。 イ〜ハ (略) <u>(新設)</u>	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第1条第十七号中の国際規格で定める測定方法により測定した場合の最大許容長さ測定誤差	(略)	

	(略)	(略)
	パルス幅	<u>単一のレーザーパルスの前縁（立上がり）において出力が最大出力の半分まで増加した時点と、当該レーザーパルスの後縁（立下がり）において出力が最大出力の半分まで減少した時点との間の時間をいう。</u>
	(略)	(略)
	アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるニッケル合金製のセンサ	(略)
	(略)	(略)
3	(略)	(略)
	内容物と接触するすべての部分	<u>交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）</u> 以外で内容物と接触する <u>全ての部分</u> をいう。
	(略)	(略)
	<u>第2項第三号</u> の部分品	(略)

	(略)	(略)
	パルス幅	<u>光強度で表したパルス波形の半値全幅をいう。</u>
	(略)	(略)
	アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル合金製のセンサ	(略)
	(略)	(略)
3	(略)	(略)
	内容物と接触するすべての部分	交換可能な部分以外で内容物と接触する <u>すべての部分</u> をいう。
	(略)	(略)
	<u>第2項第三号</u> の二の部分品	(略)

	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	(略)
	<u>遺伝子</u>	<u>遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。</u>
		<u>腸管出血性大腸菌（血清型O157又は他のペロ毒素産生株）の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。</u>
	<u>遺伝子を改変した生物</u>	<u>核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物（これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。）をいう。</u>
		<u>腸管出血性大腸菌（血清型O157又は他のペロ毒素産生株</u>

	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)
	第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	(略)
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	

			<u>)の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。</u>
	(略)	(略)	
4	無人航空機	(略)	
	<u>貨物等省令第3条第1項第一号の二中のこれらの部分品</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
	<u>エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機</u>	エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機をいう。(物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。 (注1) エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。 (注2) 噴霧とは、霧状(液滴下を含む)に大気中に放出すること。	
	(略)	(略)	
	フェロセン誘導体	カトセン、エチルフェロセン、プロピルフェロセン、n-ブチルフェロセン、ペンチルフ	

	(略)	(略)	
4	無人航空機	(略)	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	<u>エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機</u>	エアゾールを噴霧できるように設計した無人航空機をいう。(物理的に噴霧装置が装着されているかどうかを問わない。 (注1) エアゾールとは、霧状に吹き出した内容物であり、農薬を含む。 (注2) 噴霧とは、霧状(液滴下を含む)に大気中に放出すること。	
	(略)	(略)	
	フェロセン誘導体	カトセン、エチルフェロセン、プロピルフェロセン、n-ブチルフェロセン、ペンチルフ	

		<p>エロセン、ジシクロペンチルフェロセン、ジシクロヘキシルフェロセン、ジエチルフェロセン、ジプロピルフェロセン、ジブチルフェロセン、ジヘキシルフェロセン、アセチルフェロセン、<u>1, 1'-ジアセチルフェロセン</u>、フェロセンカルボン酸、<u>1, 1'-フェロセンジカルボン酸</u>、ブタセン及びロケットの推進薬として使えるその他のフェロセン誘導体を含む（芳香族フェロセン誘導体を除く。）。</p>
	(略)	
5	(略)	(略)
	ナノクリスタル合金	X線回折で決定される結晶粒のサイズが50ナノメートル以下の材料をいう。
	(略)	(略)
	自己発火温度	(略)

		<p>エロセン、ジシクロペンチルフェロセン、ジシクロヘキシルフェロセン、ジエチルフェロセン、ジプロピルフェロセン、ジブチルフェロセン、ジヘキシルフェロセン、アセチルフェロセン、フェロセンカルボン酸、ブタセン及びロケットの推進薬として使えるその他のフェロセン誘導体を含む（芳香族フェロセン誘導体を除く。）。</p>
	(略)	
5	(略)	(略)
	ナノクリスタル合金	X線回折で決定される結晶粒のサイズが50ナノメートル以下の材料をいう。
	(略)	(略)
	自己発火温度	(略)

	<u>電子機器の冷媒用に使用することができる液体であつて、フルオロカーボンからなるもの</u>	<u>医療用として記述があり、かつ、梱包されたものを除く。</u>
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	直線軸の位置決め精度 [貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ（一）中の位置決め精度の測定方法]	<p>国際規格 I S O 230/2(2006)の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、<u>国際規格 I S O 230/2(2006)の表 2 (Typical test results) 及び図 2 (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning)</u> に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。</p> <p>ニ 測定結果の評価方法 <u>(一) 位置決め精度の数値は、国際規格 I S O 230/2(2006)で記述されているAccuracy (A) の数値とする。</u></p> <p>。(二) <u>位置決め精度の数値は、国際規</u></p>

	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	直線軸の位置決め精度 [貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ（一）中の位置決め精度の測定方法]	<p>国際規格 I S O 230/2(1997)の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、<u>国際規格 I S O 230/2(1997)の表 2 (Typical test results) 及び図 2a (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning)</u> に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。</p> <p>ニ 測定結果の評価方法 位置決め精度の数値は、<u>国際規格 I S O 230/2(1997)で記述されているAccuracy (A) の数値とする。</u></p>

	<p><u>格 I S O 230/2 (2006) に定義される測定の不確かさを考慮に入れない</u></p>		
<p><u>貨物等省令第5条中の位置決め精度</u></p>	<p>工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、<u>国際規格 I S O 230/2 (2006)</u> による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</p> <p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、<u>貨物等省令第5条第二号イ（一）、ロ（一）</u>若しくは（三）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：（略）</p> <p>注2：位置決め精度の申告値の定め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. <u>I S O 230/2 (2006)</u> で定める測定方法により5台の機械の各直線軸について位置決め精度Aをそれぞれ測定する。 <u>位置決め精度の数値は、国際規格 I S O 230/2 (2006) に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。</u> 3. （略） 4. なお、貨物等省令第5条第二号イからハマまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一から三までのいずれ 	<p>位置決め精度</p>	<p>工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、<u>国際規格 I S O 230/2 (1997)</u> による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</p> <p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、<u>貨物等省令第5条第二号イ（二）、ロ（一）2</u>若しくは（三）又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：（略）</p> <p>注2：位置決め精度の申告値の定め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. <u>I S O 230/2 (1997)</u> で定める測定方法により5台の機械の各直線軸について位置決め精度Aをそれぞれ測定する。 3. （略） 4. なお、貨物等省令第5条第二号イからハマまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一から三までのいずれ

	<p>かに該当するものについては、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに位置決め精度に係る申告値を再確認しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 フライス削りができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.0065ミリメートル以下であるもの。</p> <p>三 (略)</p>
(略)	(略)
コーティング装置の自動操作のための部分品	(略)
<u>貨物等省令第5条第七号イ、ロ及びホからトまでのコーティング装置</u>	<u>切削又は加工工具用に特に設計したものを除く。</u>
(略)	(略)
フィードバック装置	<u>誘導形装置、目盛りスケール、レーザーシステム又は赤外線システム等フィードバック制御用の位置情報を決定するように設計した装置をいう。</u>

	<p>かに該当するものについては、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに位置決め精度に係る申告値を再確認しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>フライス削り又は中ぐりができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.0065ミリメートル以下であるもの。</u></p> <p>三 (略)</p>
(略)	(略)
コーティング装置の自動操作のための部分品	(略)
<u>(新設)</u>	
(略)	(略)
フィードバック装置	<u>誘導形装置、目盛りスケール、レーザーシステム又は赤外線システムを用いたフィードバック装置を含む。</u>

	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	貨物等省令第6条第一号ハからチまで、 <u>ル及びヲ</u> の集積回路	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハからチまで、 <u>ル又はヲ</u> に基づいて判定するものとする。
		(略)
	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
	カスタム集積回路	(略)

	(略)	(略)
	<u>しごきスピニング加工機</u>	<u>2の「しごきスピニング加工機」の解釈に同じ。</u>
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	貨物等省令第6条第一号ハからチまで <u>及びル</u> の集積回路	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハからチまで <u>又はル</u> に基づいて判定するものとする。
		(略)
	(略)	(略)
	<u>メガバイト</u>	<u>1バイト=8ビット</u> <u>1キロバイト=1,024バイト</u> <u>1メガバイト=1,024キロバイト</u>
	(略)	(略)
	カスタム集積回路	(略)

<u>デジタルアナログ変換クロック周波数</u>	<u>マスタークロック周波数又は入力クロック周波数ともいう。</u>
(略)	(略)
完全停止状態から完全作動状態までの時間	(略)
<u>発振器又は発振機能を有する組立品</u>	<u>カタログ等の仕様に従って評価する。</u>
(略)	(略)
周波数シンセサイザーを用いた信号発生器	<u>任意波形発生器及びファンクションジェネレーターを含む。任意波形発生器又はファンクションジェネレーターの最大合成出力周波数は、次のいずれかに従って評価する。</u> <u>イ カatalog等</u> <u>最大合成出力周波数が表記されている場合は当該仕様</u> <u>ロ カatalog等</u> <u>最大合成出力周</u>

<u>(新規)</u>	
(略)	(略)
完全停止状態から完全作動状態までの時間	(略)
<u>(新設)</u>	
(略)	(略)
周波数シンセサイザーを用いた信号発生器	任意波形発生器を含む。

	<u>波数が表記されていない場合はサンプル毎秒で表したサンプルレートを2.5で除して算出されるもの</u>	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	
貨物等省令第6条第十八号、第十九号及び第二十二号中の基板	個別部品又は集積回路を、基板上若しくはその中に配置できるようになっている <u>薄板状</u> のものであって、相互接続の有無によらないものをいう。	
Ⅲ－Ⅴ族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、タリウム又はこれらの組合せと窒素、磷、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。	
	<u>窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムア</u>	

(略)	(略)	
<u>貨物等省令第6条第十七号ニ中の製造に使用されるもの</u>	<u>製造業者の仕様に従って評価する。</u>	
(略)	(略)	
貨物等省令第6条第十八号、第十九号及び第二十二号中の基板	個別部品又は集積回路を、基板上若しくはその中に配置できるようになっているものであって、相互接続の有無によらないものをいう。	
Ⅲ－Ⅴ族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、タリウム又はこれらの組合せと窒素、磷、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。	

		<u>ルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウム ガリウムアルミニウム</u> <u>(これらの化合物における元素(窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、リン)の順番を問わない。)</u> <u>)のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。</u> <u>。</u>
	(略)	(略)
	<u>表面イメージング技術</u>	(略)
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	加重最高性能	(略)

	(略)	(略)
	<u>表面イメージング技術</u>	(略)
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	加重最高性能	(略)

	<p>注1～注5 (略)</p> <p>注6 1) 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組み合わせ、または、2) 特別に設計したハードウェアを用いて同時動作させている複数の記憶装置とプロセッサとの組み合わせについては、APPを算出しなければならない。</p> <p><u>注 集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP算出の対象としなければならない。</u></p> <p>注7 (略)</p>		<p>注1～注5 (略)</p> <p>注6 1) 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組み合わせ、または、2) 特別に設計したハードウェアを用いて同時動作させている複数の記憶装置とプロセッサとの組み合わせについては、APPを算出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>注7 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>フォールトトレラント機能</u>	<p><u>ハードウェア又はソフトウェアの障害の場合において、操作の継続性、データの統合性及び与えられた時間内でのサービスの復旧を備えていて、与えられたサービスレベルで人間の介在なしに操作を継続するためのコンピュータシステムの能力をいう。</u></p> <p><u>次のいずれかに該当することを利用してデジタル電子計算機又はその附属装置を除く。</u></p>

イ 主記憶装置中の誤り検出又は訂正アルゴリズム

ロ 2台のデジタル計算機を結合して1つのシステムを構成し、そのうちの一方の中央処理装置は常時鏡像状態で遊んでいて他方の活動状態の中央処理装置に障害が発生したときに後者に代わって前者がシステムの機能を継続させること

ハ 2台の中央処理装置をデータチャンネルで結合するなり、記憶装置を共有させるなりして一つの中央処理装置に障害が発生するまで他方の中央処理装置は他の仕事を行い、前者に障害が発生すると後者が前者の仕事も引き受け、システ

						<u>ムの機能が継続</u> <u>することを許す</u> <u>こと。</u> <u>ニ 2つの中央処</u> <u>理装置をソフト</u> <u>ウェアにより同</u> <u>期させることに</u> <u>より一つのシス</u> <u>テムを構成し、</u> <u>一方の中央処理</u> <u>装置は他方の中</u> <u>央処理装置に障</u> <u>害が発生すると</u> <u>そのことを認識</u> <u>し、タスクの復</u> <u>旧を行うこと。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)	
9	(略)	(略)		9	(略)	
	電子式交換装置	(略)			電子式交換装置	(略)
	<u>無線通信傍受</u> <u>装置</u>		<u>移動体通信業者</u> <u>のため、又は移</u> <u>動体通信機器の</u> <u>設計若しくは製</u> <u>造のために設計</u> <u>した装置を除く</u> <u>。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>貨物等省令第</u> <u>8条第五号の</u> <u>五の移動体通</u>	<u>次のいずれかに該当するプロトコル又</u> <u>は規格をいう。</u> <u>イ GSM</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

信	<u>ロ GSM-R</u> <u>ハ GPRS</u> <u>ニ IMT-2000</u> <u>ホ PMR (Professional Mobile Radio)</u> <u>へ Inmarsat</u> <u>ト Iridium</u> <u>チ Thuraya</u> <u>リ VSAT</u> <u>ヌ ACeS</u>	
(略)	(略)	
非レーザー発信機	商用ラジオ、テレビ、セルラー <u>移動体通信</u> の基地局を含む。	
(略)	(略)	
レーザー光を増幅する機能を有するもの	(略)	
<u>コヒーレント伝送方式</u>	<u>搬送波レーザーに同期させるために受信側に光局部発振器を使用した方式をいう。</u>	
	<u>ホモダイン方式、ヘテロダイン方式又はイントラダイン方式を含む。</u>	
(略)	(略)	

(略)	(略)	
非レーザー発信機	商用ラジオ、テレビ、セルラー <u>移動通信</u> の基地局を含む。	
(略)	(略)	
レーザー光を増幅する機能を有するもの	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(略)	(略)	

貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品

暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。

貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。

貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品

暗号機能又は秘密保護機能を有する電子計算機若しくはその附属品若しくはその部分品を含む。

次のいずれかに該当するものを除く。

イ 電子計算機

又はその部分品若しくは附属品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（以下「副次的暗号装置」という。）

（一）当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

1 情報システムのセキュリティ管理

2 情報の送信、受信又は記録及び保存（娯楽

(略)	(略)		

		<p>施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)</p> <p>3 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用</p> <p>ロ 貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するもの</p>
(略)	(略)	

へからレまでのいずれかに該当するもの	へからレまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

へからヨまでのいずれかに該当するもの	へからヨまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。
(略)	(略)
<u>貨物等省令第8条第九号へ(一)1中のトからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用するもの</u>	<u>副次的暗号装置に限定されて使用するものを含む。</u>
(略)	(略)
<u>貨物等省令第8条第九号ワ中の民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末</u>	<u>購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるものをいう(当該貨物の製造者、販売者又は輸出者によって販売の態様を書面により確認できるものに限る。)</u>
(略)	(略)
<u>媒体上に暗号化して記憶さ</u>	<u>同一媒体上の複数のデジタルコンテ</u>

	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	<u>物理層で盗聴の検知機能を実現するものに限る。</u> 電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。
	(略)	(略)
10	(略)	(略)
	音響出力密度	(略)
	(略)	(略)
	受信機能を有するもの	(略)

	<u>れたデジタルコンテンツにアクセスするための機能</u>	<u>ンツのうち、特定のデジタルコンテンツにのみアクセスすることを可能とする機能を含む</u> 。
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第8条第九号の二中のある貨物</u>	<u>輸出貿易管理令第4条第1項第六号に該当する貨物を除く。</u>
	(略)	(略)
	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。
	(略)	(略)
10	(略)	(略)
	<u>1ヘルツ当たりの音響出力密度</u>	(略)
	(略)	(略)
	受信機能を有するもの	(略)

	<u>ハイドロホン</u>	<u>1以上のセンサーからなるものであって、受信する音波チャンネルが単一のものをいう。複数のセンサーを有するものはハイドロホングループともいう。</u>
	音圧感度	(略)
	<u>ハイドロホンアレー</u>	<u>複数のハイドロホンからなるものであり、受信する音波チャンネルが複数のものをいう。</u>
	(略)	
	ピーク出力	<u>パルス幅において得られた出力のうち最大の出力をいう。</u>
	平均出力	<u>ジュールで表した総レーザー出力エネルギーを秒で表した一連の連続するパルスが放射される時間で除したものをいう。一連の一定間隔で放射されるパルスにあつては、単一パルスにおけるジュールで表した総レーザー出力エネルギーに、ヘルツで表したパルス周波数を乗じたものをいう。</u>
	(略)	
1 1	(略)	(略)

	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	音圧感度	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	
	ピーク出力	<u>レーザー時間幅において得られた出力のうち最大の出力をいう。レーザー時間幅は、レーザー発振器がレーザー光を放射する時間をいい、パルスレーザー発振器にあつては、単一パルス又は一連の連続するパルスが放射される時間とする。</u>
	平均出力	<u>ジュールで表した総レーザー出力エネルギーを秒で表したレーザー時間幅で除したものをいう。レーザー時間幅は、レーザー発振器がレーザー光を放射する時間をいい、パルスレーザー発振器にあつては、単一パルス又は一連の連続するパルスが放射される時間とする。</u>
	(略)	
1 1	(略)	(略)

	慣性航法装置	次のイ又はロの環境条件で貨物等省令第10条第三号又は第三号の二で規定する性能を満足し、使用できるものをいう。 イ・ロ (略)
	(略)	(略)
	ハイブリッド慣性航法装置	(略)
	<u>貨物等省令第10条中のジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置</u>	<u>スタートラッカー又は恒星姿勢センサーともいう。</u>
	<u>方位精度が20秒以下のもの</u>	<u>カタログ等において、耐用期間にわたる方位精度が20秒以下としているものをいう。</u>
	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	無人航空機	<u>人間が搭乗することなしに、飛行を開</u>

	慣性航法装置	次のイ又はロの環境条件で貨物等省令第10条第三号で規定する性能を満足し、使用できるものをいう。 イ・ロ (略)
	(略)	(略)
	ハイブリッド慣性航法装置	(略)
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)
1 2	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	無人航空機	<u>4の「無人航空機」の解釈に同じ。</u>

		<u>始し、かつ、制御された飛行及び航行を維持することができる航空機をいう（無人の飛行船を含む。飛行船とは、動力駆動を有する航空機であって、空気よりも軽い気体（通常はヘリウム）により機体の浮揚を維持するものをいう。）。</u>	
	<u>貨物等省令第12条第十号の二中の模型飛行機</u>	<u>模型飛行船を含む。</u>	
14	(略)	(略)	
15	(略)	(略)	
	<u>海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレー</u>		(略)
	(略)	(略)	
16	(略)	(略)	

- (ロ)～(ニ) (略)
- (8) (略)
- 2・3 (略)
- 4 特例
- 4-1 (略)
- 4-1-1 (略)
- 4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い
- (1)～(4) (略)
- (5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸

	<u>(新設)</u>		
14	(略)	(略)	
15	(略)	(略)	
	<u>海底用又は港湾ケーブルシステム</u>		(略)
	(略)	(略)	
16	(略)	(略)	

- (ロ)～(ニ) (略)
- (8) (略)
- 2・3 (略)
- 4 特例
- 4-1 (略)
- 4-1-1 (略)
- 4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い
- (1)～(4) (略)
- (5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出

出令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 同告示第二号4に掲げる国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であって、当該障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入されるべき貨物の範囲は、次による。

(a)・(b) (略)

(へ) (略)

(ト) 同告示第二号5及び6に規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。

(チ) 同告示第一号6及び7並びに第二号5及び6に規定する「税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

4-1-3～4-1-5 (略)

4-2・4-3 (略)

5～12 (略)

別表第1 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(8) (略)

令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 同告示第二号6に掲げる国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であって、当該障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入されるべき貨物の範囲は、次による。

(a)・(b) (略)

(へ) (略)

(ト) 同告示第二号7及び8に規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。

(チ) 同告示第一号6及び7並びに第二号7及び8に規定する「税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

4-1-3～4-1-5 (略)

4-2・4-3 (略)

5～12 (略)

別表第1 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(8) (略)

(9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(18)に掲げるものを除く。)

(10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地とするもの(下記の(10の2)、2の(16)、(17)及び(19)に掲げるものを除く。)

(10の2) (略)

(11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(16)及び(17)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(9) (略)

(削る)

(10)・(11) (略)

(削る)

(12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(19)に掲げるものを除く。)

(13)～(17) (略)

(削る)

(18)・(19) (略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名										
	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ 地	へ地 域	と地 域①	と地 域②

(9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(12)及び(19)に掲げるものを除く。)

(10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地とするもの(下記の(10の2)、2の(17)から(18)まで及び(20)に掲げるものを除く。)

(10の2) (略)

(11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(17)及び(17の2)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(9) (略)

(10) 削除

(11)・(12) (略)

(13) 削除

(14) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(20)に掲げるものを除く。)

(15)～(17の2) (略)

(18) 暗号特例告示で定める貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するもの

(19)・(20) (略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域名	地域名										
	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②

								域				
(略)												
ブルガリア	<u>○</u>									○		
(略)												

別表第2～別表第6 (略)

(略)												
ブルガリア		<u>○</u>		<u>○</u>				<u>○</u>		○	<u>○</u>	
(略)												

別表第2～別表第6 (略)